

令和 5 年度 税制改正 要望事項 ( 新設 ・ 拡充 ・ 延長 )

(経済産業省 大臣官房 福島復興推進グループ 福島新産業・雇用創出推進室)

項 目 名	福島国際研究教育機構への寄附に係る税制措置		
税 目	所得税 (所得税法第 78 条第 2 項第 3 号、所得税法施行令 217 条) 法人税 (法人税法第 37 条第 4 項、法人税法施行令第 77 条) 相続税 (租税特別措置法第 70 条第 1 項、租税特別措置法施行令第 40 条の 3)		
要 望 の 内 容	○特例措置の対象 福島国際研究教育機構の設立(令和 5 年 4 月予定。以下「機構」という。)に伴い、機構に対する個人・法人からの寄附金について、税制上の所要の措置を講ずるもの。  ○特例措置の内容 機構に対して個人・法人が寄附を行った場合に、以下の課税標準の特例措置の対象とする。 ・寄附金を支出した場合に、一定金額を所得額から控除(所得税) ・寄附金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入(法人税) ・機構へ相続財産を贈与した場合に、課税価格の計算の基礎への不算入(相続税)		
	平年度の減収見込額	▲1.2	百万円
	(制度自体の減収額)	(	— 百万円)
	(改正増減収額)	(	— 百万円)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>新たに設立される機構は、福島創造的復興の中核的な役割を担うものとして、研究開発、研究開発成果の産業化、これらを担う人材育成等の業務を行い、福島の復興及び再生を一層推進するとともに、我が国の科学技術力及び産業競争力の強化に貢献するものである。</p> <p>本要望は、機構への寄附に対して税制上の優遇措置を講じることにより法人等からの寄附を促進し、研究開発等に必要な資金収入の確保を図るとともに、研究開発等を通じて新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与することを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「福島国際研究教育機構基本構想」（令和4年3月29日復興推進会議決定）において、国内外に誇れる研究開発を実施し、その研究開発成果の産業化、これらを担う人材の育成を実施する機構は、福島の創造的復興に不可欠な拠点となることから、機構が長期・安定的に運営できるよう、東日本大震災復興特別会計による予算措置の終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることが定められた。また、同基本構想においては、機構は寄附金の受入れ等を活用して、財源の確保に取り組むことも定められている。</p> <p>このように機構が寄附金等の外部資金を積極的に獲得し、研究開発等に必要な資金を確保することは非常に重要であることから、機構に対する法人や個人からの寄附を一層促すため、今般、税制上の所要の措置を設けることを要望するものである。</p>	
	今回の要望（租税特別措置）に関連する事	合理性
	有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>1法人（機構）</p> <p>要望の措置</p> <p>「福島国際研究教育機構基本構想」において、東日本大震災</p>

	の効果見込み(手段としての有効性)	復興特別会計終了以降も見据え、外部資金や恒久財源による運営への移行を段階的・計画的に進めることとしており、税制上の措置を講ずることにより、機構への寄附を行う法人や個人に対するインセンティブを付与し、寄附による機構の自己収入を増大させることで、財政運営を国費のみに依存することなく、研究開発等に必要資金収入の拡充を図り、福島をはじめ東北の被災地における中長期の課題の解決、ひいては世界共通の課題の解決に資する、国内外に誇れる研究開発を推進する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<p>機構への個人・法人からの寄附金について、以下の税制上の特例措置を要望。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金を支出した場合に、一定額を所得割から控除（個人住民税）</li> <li>・寄付金を支出した場合に、当該寄附金の額を損金に算入（法人住民税、事業税）</li> </ul>
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度福島国際研究教育機構関連予算の概算要求（事項要求）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	機構に対する寄附金等の外部資金の獲得と、国の予算措置を一体的に実施し、研究開発等に必要資金を確保することで、機構において、福島における新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する研究開発等の推進が可能となる。
	要望の措置の妥当性	機構は福島の創造的復興の中核的な役割を担うものとして研究開発等の業務を行うが、業務運営に係る予算が国費により充当され、政府及び福島の地方公共団体のみが出資できることとしている極めて公共性の高い法人であり、機構に寄附を行う法人・個人に対して、税制上の優遇措置を受けられるよう要望することは妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	—
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—

	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—
これまでの 要 望 経 緯	—	